



平成 21 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテック
代表者名 代表取締役社長 山村 章
(JASDAQ・コード 6890)
問合せ先 取締役 吉田 勝
電話 03(3281)8808

第三者割当てによる新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 27 日開催の当社取締役会において、UBS AG London Branch（以下「割当先」といいます）を割当先とする第 1 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当先との間で、行使指定条項付き第三者割当て契約（以下「本契約」といいます）を締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「行使指定条項付き固定株価資金調達プラン」といいます）。

記

1. 募集の目的及び理由

【資金調達の目的と背景について】

当社は、次世代エネルギー源として世界的にニーズが高まっている太陽電池関連ビジネスに早期から取組んでおり、今後も当社収益の成長ドライバーとして、積極的に事業拡大を目指しています。

具体的には、太陽電池関連事業は当事業年度から新設されたセグメントであり、当社の第 3 四半期までの売上高の 30% 近くに達し、また営業利益では 50% 近い収益を上げる好調な事業です。

昨年 7 月にリリースをいたしました、中国子会社である上海漢虹精密機械有限公司のシリコン単結晶製造装置 400 台、シリコン多結晶 60 台の大型受注に関しては、昨年後半の世界的な金融危機以降もキャンセルはなく、各装置の出荷は順調に推移しております。同中国子会社の期末である 12 月末現在の受注残は、シリコン単結晶製造装置は 120 台、シリコン多結晶製造装置は 20 台となっております。

世界各国ではクリーンかつ CO2 削減に力を入れた再生エネルギー普及のため 10~15 年に渡る FIT（フィード・イン・タリフ）等補助金政策の発表も相次いでおります。我が国においても次年度から太陽光発電の電力を通常電力料金の 2 倍で買取るなど、積極的な支援策を発表しております。今後、太陽電池関連ビジネスは、米国のグリーン・ニューディール政策や中国の経済刺激策の中で環境改善策に基づく FIT と太陽光発電所の建設計画が発表され、既に実行段階に移ったとの報道もあり、世界中で高成長が期待される市場であります。

太陽電池関連ビジネスにおいて、当社が手がける太陽電池シリコン結晶製造装置及び石英坩堝等の消耗製品は、グローバルで旺盛なニーズが中・長期的に継続するものと認識しております。

当社は、2006年より太陽電池の基となる太陽電池セルの材料、シリコン結晶の製造装置生産を中国子会社の上海漢虹精密機械有限公司で取組んで参りました。現在では、単結晶シリコン製造装置（8インチ 135Kg 自動制御）と多結晶シリコン製造装置（450Kg キャスティング）の両装置を同子会社で生産を行っており、機能・品質・コスト・歩留まりの多面において強い競争力を有しております。現在の市場シェアは、全世界で太陽電池セル及びモジュールの生産高が最も多い中国市場で30%以上となっております。これまで出荷した単結晶シリコン製造装置は600台弱となっており、多結晶製造装置も昨年からは出荷が開始されました。

また、当社はシリコン結晶製造装置だけでなく、同装置に組み込み使用される消耗製品である石英坩堝の製造も2007年より中国子会社の杭州先進石英材料有限公司において操業を開始しております。

石英坩堝とは、一回の単結晶シリコン製造に対し一個消費される使い捨ての消耗品です。当社納入済みの装置分だけでも年間約9万個が必要となります。当社生産キャパシティは昨年末増強したものの、現状年間4万台であり、市場ニーズを充足するために、今後も供給量を大幅に増加する必要があります。また、同製品は当社製造装置以外の装置にも使用されるなど価格・品質の面で主要顧客より評価を得ております。今後は、中国での設備増強のほか、日本、米国、韓国での石英坩堝の生産を視野に入れ、世界各国での太陽電池生産計画にあわせて、産業界や顧客の地域性に対応したシリコン結晶製造装置の組立及び石英坩堝の生産拠点の拡充により、安定的かつ短納期に対応する各製品の供給を目指し、当社の太陽電池関連事業の収益構造の強化・拡大を実現していくために溶融炉設備等の増強及び各国における工場新設を目的に資金調達を行うものです。

今回の資金調達は、主要顧客の太陽電池製造計画に伴い、石英坩堝等の新設工場の時期が決定するため資金需要の時期が確定しがたく、また、決定後速やかに実行するため機動的な資金を調達する必要があります。本件の第三者割当てによる新株予約権発行は、この点に留意し、新株式ではなく新株予約権発行とし、以下の「今回の資金調達の特徴について」に記載のような特徴を盛り込んでおります。

【今回の資金調達の特徴について】

「行使指定条項付き固定株価資金調達プラン」は、新株予約権の行使価額と目的株式数が固定されていることにより、株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、将来時点において機動的な資本・資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の優れた特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、既存株主に十分配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は1,017円で固定されており、将来的な株価変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から300万株で固定されており、将来的な株価変動によって潜在株式数が変動することはありません。

上記のとおり、行使価額及び対象株式数が固定されていることから、本新株予約権が行使された場合の資金調達額につきましても固定されることとなり、株式市場に対して透明度の高いスキームになっているものと考えております。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権は、いわゆる MSCB や MS ワラントではございませんので念のため申し添えます。

② 行使指定条項

割当先は、約2年間の行使請求期間中、当社が指定（以下「行使指定」といいます）しない限り、本新株予約権を行使することができません。

当社は、株価が行使価額を上回る等の条件を満たしている場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に本新株予約権に関する行使指定を行うことができます。指定を受けた割当先は、原則として30取引日内に当該行使指定に係る本新株予約権を行使するため、速やかな資本増強が期待されますが、当該30取引日の計算においては、株価が行使価額の110%を下回る等一定の条件を満たさない日は除外されます。

具体的には、当社は、割当先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により、割当先に一定期間内（以下「行使必要期間」といいます）に行使すべき本新株予約権数を行使指定することができます。各行使指定は、当該行使指定に係る本新株予約権の対象株式数が、行使指定を行う日の前日までの約1ヶ月又は3ヶ月間における当社普通株式の1日あたり平均出来高の少ない方の3倍を超えない範囲で行われます。また、一度に複数回の行使指定を行うことはできず、行使指定時における株価が行使価額を下回っている場合、当社の未公表の重要事実が存在する場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には、当社は行使指定することができません。行使必要期間は、行使指定をした日の翌日から原則30取引日ですが、当該30取引日の計算においては、株価が行使価額の110%を下回る日、当社普通株式の出来高数が行使指定を行う日の前日までの約1ヶ月又は3ヶ月間における1日あたり平均出来高数の半分を下回る日、その他一定の条件を満たさない日は、除外されます。

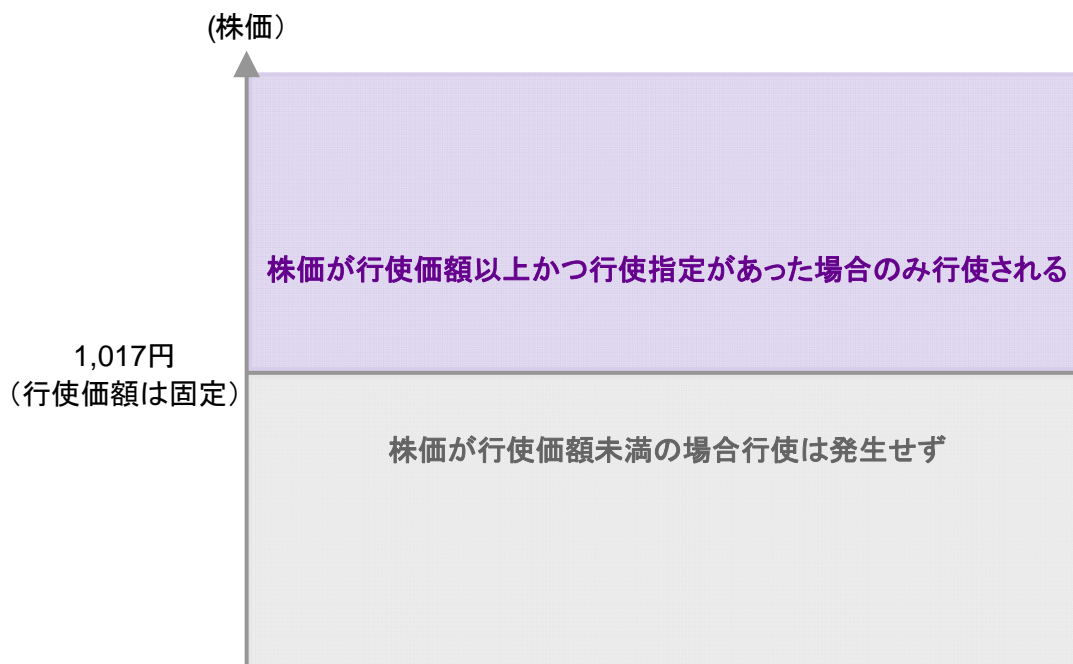
なお、当社は行使指定を行った場合、その都度プレスリリースを行う予定です。

当社は、本新株予約権の行使期間の終了日に、上記指定の対象にならなかった本新株予約権及び指定の対象にはなったが当該指定に基づく行使に必要な一定期間が経過する前に本新株予約権の行使期間が満了した本新株予約権を一定額で買い取ります。

③ 取得条項

事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有効な他の資金調達手法が確保された場合、当社は、その判断によりいつでも本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

【本新株予約権の行使価額のイメージ】



(注) 上記の図はあくまでイメージ図であり、本新株予約権の説明の際の参考として記載しています。本新株予約権の詳細については下記（別添）発行要項をご確認下さい。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・新株予約権に係る調達資金	3,079,071,000円
・発行諸費用	11,000,000円
・差引手取概算額	3,068,071,000円

上記差引手取概算額は、本新株予約権に係る払込金額の合計と（本新株予約権全部が当初の条件で行使されたと仮定した場合の）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計とを合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権は当社の行使指定に基づき本新株予約権者が行使するものであり、発行決議日現在において本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計及び当該出資がなされる日は確定しておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

- ① 太陽電池関連事業の強化策として中国子会社における生産設備投資として約5億円
(主にはシリコン結晶製造装置及び石英坩堝等の消耗製品の中国工場における生産能力の増強投資として充当)
- ② 同事業の世界各地における太陽電池関連製品の新規需要に応じて、日米韓における海外工

場新設のために約 15 億円（今後、各地における工場進出及び時期に応じて、1 工場あたり 5 億円程度の新規投資を想定）

- ③ 昨年、3月にリリースをいたしましたセラミックス事業会社の M&A 資金の借入一部返済に約 10 億円

なお、本新株予約権の行使による資金調達の総額については現時点において未確定であり、当該資金調達の総額は、今後の株価動向によって増減する可能性があります。また、市場環境の変化等により、上記必要資金調達額が変動した場合にも、本新株予約権の行使による資金調達の総額は増減する可能性があります。

（3）調達する資金の支出予定時期

上記①太陽電池関連事業の強化策は平成 21 年 7 月頃

上記②日米韓における海外工場新設は平成 21 年 10 月頃、平成 22 年 3 月頃、平成 22 年 6 月頃

上記③M&A 資金借入の一部返済は平成 21 年 12 月頃

（4）調達する資金使途の合理性に関する考え方

太陽電池関連事業は、各国における環境政策の推進により、世界的に底堅い需要があるものと考えております。今後も当社が競争力を発揮していくために、世界各国での太陽電池生産計画にあわせて、シリコン結晶製造装置の組立及び石英坩堝の生産拠点の拡充により安定的かつ短納期に対応する製品供給を目指し、タイムリーな現地生産体制の確立が鍵であると考えております。

本調達プラン実施による設備投資及び新工場設立は、中国子会社における生産設備投資（主にはシリコン結晶製造装置及び石英坩堝等の消耗製品の生産能力の増強投資）、世界各地における太陽電池関連製品の新規需要に応じた海外工場新設による増収及び増益に結び付くものであり、また、借入金の圧縮は、財務体質の強化及び金利負担の減少となり配当原資の蓄積となります。本新株予約権の行使による資金調達の総額については現時点において未確定であり、株価動向や市場環境の変化等による必要資金調達額の増減による影響を受けますが、現時点における調達予定金額全額の資金調達が実現する場合には、上記（2）の資金使途に沿って充当する予定であり、上記 1. の資金調達の目的と背景に照らして、当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えています。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

事業年度の末日	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高	23,946,131	32,517,168	36,625,425
営業利益	1,210,791	2,288,835	3,057,444
経常利益	1,040,881	2,081,677	2,414,230
当期純利益	708,764	1,703,281	1,903,896
1株当たり当期純利益(円)	35.59	86.38	99.25
1株当たり配当金(円)	8.00	12.00	12.00
1株当たり純資産(円)	857.81	956.40	1,004.39

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2009年3月27日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	21,797,422株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	3,000,000株	13.8%

(注) 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されておらず、下限行使価額及び上限行使価額はないため、下限値の行使価額における潜在株式数及び上限値の行使価額における潜在株式数は記載しておりません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第1回新株予約権

発行期日	平成21年4月13日
調達資金の額	3,068,071,000円
募集時点における発行済株式数	21,797,422株
募集時における潜在株式数	行使価額1,017円における潜在株式数:3,000,000株

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(5) 最近の株価の状況

① 過去3決算期間の状況

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	780 円	811 円	923 円
高 値	950 円	1,000 円	1,254 円
安 値	719 円	666 円	821 円
終 値	810 円	950 円	1,125 円

(注) 各株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

② 最近6ヶ月の状況

	平成20年 9月	平成20年 10月	平成20年 11月	平成20年 12月	平成21年 1月	平成21年 2月
始 値	1,880 円	1,665 円	1,110 円	941 円	1,177 円	1,050 円
高 値	2,100 円	1,719 円	1,462 円	1,168 円	1,308 円	1,160 円
安 値	1,439 円	941 円	812 円	785 円	989 円	891 円
終 値	1,695 円	1,072 円	915 円	1,117 円	1,056 円	966 円

(注) 各株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

③ 発行決議日前日における株価

	平成21年3月26日現在
始 値	926 円
高 値	1,019 円
安 値	925 円
終 値	1,017 円

(注) 各株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

4. 大株主及び持株比率

(平成 20 年 9 月 30 日現在)	
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) (1,967 千株)	9.04%
(株)小松製作所 (1,820 千株)	8.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) (1,260 千株)	5.79%
(株)クボタ (1,200 千株)	5.51%
山村 章 (867 千株)	3.98%
日興シティ信託銀行(株) (投信口) (680 千株)	3.13%
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジエイ ピーアールデイアイエスジーエフイーーエイシー (常任代理人：(株) 三菱東京UFJ銀行決済事業部) (573 千株)	2.63%
(株)三菱東京UFJ銀行 (420 千株)	1.93%
住友信託銀行(株) (400 千株)	1.84%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人：ゴールドマン・サックス証券(株)) (329 千株)	1.51%

(注) 今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

5. 業績への影響の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。なお、今回の資金調達は、上記2.(2)に記載の用途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

その具体的な根拠は、当社納入済みの単結晶シリコン製造装置分だけでも年間約9万個の石英坩堝が必要となり、今後も製造装置の出荷は増加する見込みです。また、当社の単結晶製造装置の市場シェアは30%台ですので、他社製品への供給を加味した場合、石英坩堝は年間30万個の需要があります。現在、当社供給量は年間4万個に過ぎず、翌年以降は溶融炉設備増強により月産6,000個の年間7万個を目指します。海外工場の新設が実現できれば、年間の生産高は現在の2倍から3倍へ増強されることが見込めます。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権1個の払込金額を金9,357円としました。

(2) 行使価額の算定根拠

今回の資金調達プランの特徴(行使価額及び対象株式数の固定、行使指定条項、取得条項等)、当社株価の推移及び当社の将来的な投資資金需要に鑑み、行使価額は本新株予約権の募集を決定する取締役会決議日の前日(平成21年3月26日)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計300万株に対し、当社普通株式の過去1年間における平均出来高は396,567株であり、②平成21年3月26日現在の発行済株式総数に対する本新株予約権による潜在株式数の割合は13.8%となります。

本件の資金調達により、太陽電池関連製品の中国子会社における生産設備投資や世界各地における海外工場の新設が実現できることにより、当社業績において増収及び増益に結びつくものと考えており、希薄化以上に一株利益の向上につながるものと確信しています。また、借入金の圧縮は、財務体質の強化及び金利負担の減少となり配当原資の蓄積となります。

従いまして、本新株予約権発行の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成21年3月26日現在)

① 商号	UBS AG London Branch		
② 事業内容	投資銀行業務及び証券業務		
③ 設立年月日	昭和53年2月28日		
④ 本店所在地	スイス連邦8001 チューリッヒ、バーンホフシュトラッセ45、スイス・ユニオン銀行内		
⑤ 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) オズワルドJ. グリューベル (Oswald J. Grübel)		
⑥ 資本金の額	293百万スイス・フラン (平成20年12月31日時点)		
⑦ 発行済株式数	2,932,580,549 株		
⑧ 純資産	40,802 百万スイス・フラン (平成20年12月31日時点)		
⑨ 総資産	2,015,098 百万スイス・フラン (平成20年12月31日時点)		
⑩ 事業年度の末日	12月31日		
⑪ 従業員数	77,783 名 (平成20年12月31日時点)		
⑫ 主要取引先	投資家及び発行体		
⑬ 大株主及び持株比率	米国証券決済機関DTC(Cede&Co.)、ニューヨーク (持株比率9.89%) チェース・ノミニーズ・リミテッド、ロンドン (持株比率7.19%)		
⑭ 主要取引銀行	-		
⑮ 当社との関係等	資本関係	該当事項なし	
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への該当状況	該当事項なし	
⑯ 最近3年間の業績			
決算期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高	47,484	31,721	1,201
営業利益	14,119	△3,742	△27,353
経常利益	11,121	△5,111	△20,517
当期純利益	12,020	△4,708	△20,319
1株当たり当期純利益 (スイスフラン)	4.99	△2.43	△7.55
1株当たり配当金 (スイスフラン)	2.20	-	-
1株当たり純資産 (スイスフラン)	27.13	21.14	13.91

(上記数値は連結ベース。単位は特に記載のない限り百万スイス・フラン)

(2) 割当先を選定した理由

UBSグループは、当社のニーズを充足するスキームの提供を含め、高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること、新株予約権の引受業務において豊富な実績と基盤を有していること、今後の当社の資金需要に応じて本新株予約権の行使を相当程度コントロールすることが可能であり、かつ当社の判断により本新株予約権を取得することが可能であること、割当先が本新株予約権を全額買取る予定であること等を総合的に勘案した上で同社を本新株予約権の割当先と選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

本新株予約権の割当先であるUBS AG London Branch との間において、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式については、長期間保有する意思を有しておらず、継続保有に関する取り決めは無く、割当先は当該当社株式を適時適切に売却する予定です。

なお、本新株予約権については、本契約において、割当先がその関係会社以外の者に対して譲渡する場合及び質入れその他の処分をする場合には、当社取締役会の承認が必要である旨が規定される予定です。

(4) その他

本件の新株予約権発行に関する事項以外の重要な契約はありません。

(別添) 発行要項

株式会社フェローテック第1回新株予約権 (第三者割当て) 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社フェローテック第1回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)

2. 申 込 期 間

平成21年4月10日

3. 割 当 日

平成21年4月13日

4. 払 込 期 日

平成21年4月13日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

3,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 9,357 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当り 9,357 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当りの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 1,017 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新 発 行} \cdot \times & \text{1 株 当 り の} \\ & & & \text{処 分 株 式 数} & \text{払 込 金 額} \\ & & & & \text{時 価} \\ \text{調 整 後} & = & \text{調 整 前} & \times & \\ \text{行 使 価 額} & & \text{行 使 価 額} & & \\ & & & \frac{\text{既 発 行 株 式 数} + \text{新 発 行} \cdot \times \text{処 分 株 式 数}}{\text{既 発 行 株 式 数} + \text{新 発 行} \cdot \text{処 分 株 式 数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) 以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権の場合は割当日) 以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日以降これを

適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
平成 21 年 4 月 14 日から平成 23 年 4 月 13 日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり金 14,442 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権1個の払込金額を金9,357円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成21年3月26日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

18. 行使請求受付場所

株式会社フェローテック 総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

19. 払込取扱場所

住友信託銀行株式会社 東京中央支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の継承支店）

20. その他

- （1）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- （2）本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- （3）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上